【規程番号　神女大短Ⅰ－012－(3)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学全学共通教育運営委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）の建学の精神を具現化するため、学部・学科を超えた全学的教育プランを企画、運営することを目的として設置された全学共通教育運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　委員会は、委員長が招集し、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 建学の精神を具現化する教育内容の検討並びに学部・学科を超えた全学的教育プラン（科目及び科目外）の企画立案

(2) 各学部・学科の専門科目以外の全学共通科目の立案、運営

(3) 各学部・学科の相互履修を可能とするカリキュラムを企画立案

(4) 各学部・学科の専門科目への全学的視野に立った教育科目の提案

(5) 資格科目のうち、全学に共通する科目、これに準ずる科目、及びキャリアサポートに関連する科目の企画立案並びに運営

(6) 文部科学省が定める「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」に基づく本学の認定プログラムに関する事項

(7) その他、上記運営に係る予算及び人事等

２　委員による審議は、委員の委任状を含めた過半数の参加によって成立し、議事の許諾は委員の委任状を含めた出席者の３分の２以上の賛成をもって委員会決議とする。

３　委員による審議は、メールにて代行することができ（以下メール会議）、メール会議における議事の許諾は全委員の過半数の賛成をもって委員会決議とする。

（組 織）

第３条　委員会は、各号に掲げる教員をもって組織する。

(1) 全学共通教育部長

(2) 全学共通教育部次長

(3) 職務上委員となるもの

(4) 各分野代表

(5) その他、部長が必要と認めた者

２　委員会には、前項の委員以外に、教務課長、教務課担当課員等が委員に準じて出席することができる。

３　委員は、学長が任命し、教授会で報告する。

４　委員会は、前条第１項第６号に定める事項の審議にあたり、ワーキンググループを設置して審議を委ねることができる。なお、ワーキンググループに関する事項については別に定める。

（委員長）

第４条　委員長は、全学共通教育部長とする。

２　委員長に事故があるときは、その職を事前に委員長が指定するものが代行する。

（委 員）

第５条　委員の任期は、職務上委員となる者を除き１年とし、再任を妨げない。

２　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事 務）

第６条　委員会に関する事務は、教務課が行う。

（雑 則）

第７条　この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学全学共通教育運営委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和５年10月19日から施行し、令和５年４月１日から適用する。